

ペイドボランティア様の募集案内



KREIS
COMMUNICATION

賃貸住宅の適正で平等な利用を実現するために、
ぜひ弊社のペイドボランティアにご協力ください。

ご挨拶

時下ますますのご清祥のほどお慶び申し上げます。

近年の不動産賃貸契約においては、
人的保証を立てることが一般化されてきました。
しかし、社会問題にもなっております、助け合い精神の低下、
少子高齢化・バブル崩壊後の日本経済の失われた10年の
一般消費者への犠牲、核家族化・身寄りがいない方、
さまざまな理由から保証人を立てることができない、入居者の方が
急増しております。

近年、賃貸契約の保証委託会社が急増し、家賃を保証する企業様
が多くみられますが、審査の内容が非常に厳しく入居に至らない
ケースが多くみられます。
私たちクライスコミュニケーションは、
日々刻々と変わる不動産賃貸市場、改正され続ける法令に向き合い、
家主様・不動産会社様・入居者様双方のパイプ役となり、
様々な理由から、賃貸物件の入居に必要な人的保証を立てられない
方に、ペイドボランティア様と共に入居者様のお役にたてれば
と考えております。
是非、私どもの考えをご理解いただき、ペイドボランティアのご参加
のほどよろしくお願い申し上げます。

会社概要

商号

有限会社 クライスコミュニケーション

本社所在地

東京都北区赤羽1-44-4 TS-3302

電話：03-3598-9088(代表)

FAX：03-3902-6004

E-Mail：info@kreis-communication.jp

ホームページURL

賃貸保証事業部

賃貸保証NAVI

<http://www.chintaihoshou-navi.jp>

PB事業部

保証人NAVI

<http://www.hoshounin-navi.jp>

ペイドボランティアとは

ペイドボランティアの制度の歴史は、以外にも古く、欧米では現在、日常的に耳にする制度にまで地域に浸透しているようです。ペイドボランティアは、無償のボランティア活動とは異なり、ある一定の報酬を得て、賛同するボランティア形式をいいます。

今回、弊社において保証人様を募集するにあたりまして、
どういった形態で保証人様を募集するのか、
様々な議論がりましたが、
基本的に、賛同くださる方々は、現在お仕事をもちの方です。

「副収入を得る」という意味では、同じことなのでしょうが、
やはりアルバイトや、他社での就労は制限されているのが現実です。

そこで、ペイドボランティアという形式をとり、現在お仕事をもちの方であっても、十分にご賛同頂ける形式を採用させていただきました。

現在ご賛同頂いております、ペイドボランティア様
開業医の方、会社社長の方、個人事業主の方、一般サラリーマンの方と、その職業内容は様々です。

是非、皆様のご賛同を社員一同、お待ち申し上げます。

賃貸物件における保証人の履行義務事項

家賃の保証

- ・ 賃借人が毎月の賃料を滞納した場合、その債務の履行義務は保証人が負うこととなります。

原状回復の保証

- ・ 賃借人は退去時における、物件の原状回復の義務があります。善管注意義務違反・用法違反があった場合など、多額な原状回復費を請求されることがあります。

明け渡しの保証

- ・ 契約期間が過ぎているのにも関わらず、退去をしない賃借人も少なからずいるようです。
- ・ 入居期間が過ぎて物件に人や物が残っている場合、賃料の支払い義務があります。

リスクヘッジについて

では、先ほどあげたような、保証人の履行事項を回避するためには、どのようにすればいいのでしょうか？

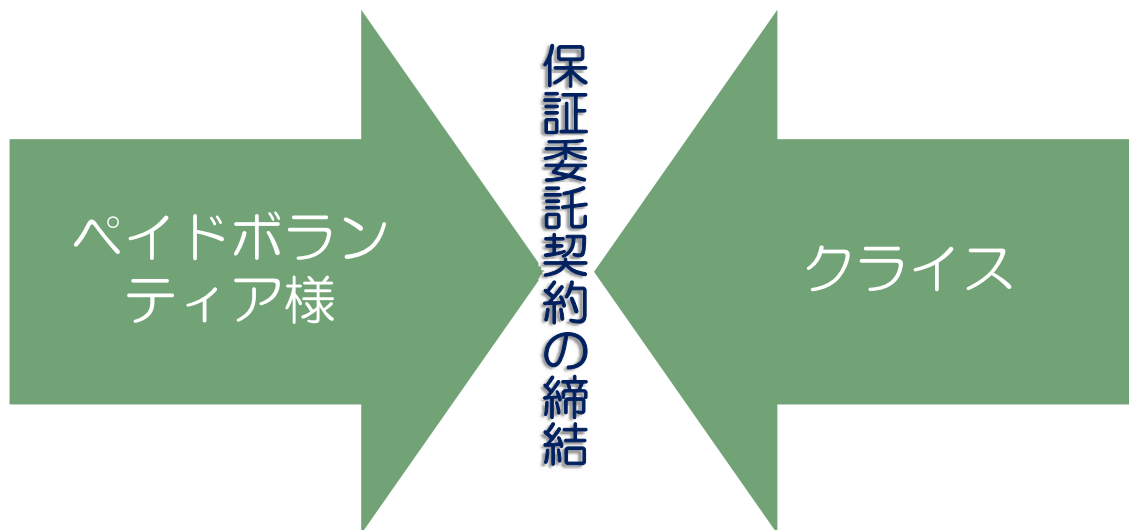
もちろん、ペイドボランティア様に、保証人としての履行事項は保証人となった時点で負うこととなります。

そこで、弊社が、その履行事項を全て肩代わりいたします。そうすることにより、ボランティア様に迷惑のかかることは一切ありません。

安心して、ペイドボランティアに参加していただけます。

ご契約の際に弊社との保証委託契約書に署名捺印していただきます。

ペイドボランティア様が負う保証内容を、弊社が代わって履行いたします



保証委託契約を結ぶことにより、ボランティア様に金銭的・実行的保証義務を回避します。

ペイドボランティア募集要項

☞保証人ボランティアの参加資格・・・

- ✓ 年齢30歳以上58歳までの方
- ✓ 日本国籍を有する方
- ✓ 消費者金融3件以上借入のある方はご遠慮下さい。
- ✓ 暴力団関係者はお断りします。
- ✓ その他の条件は特にありません。

☞保証人ボランティア様の 保証いただく内容とは・・・

アパート・マンション・店舗・事務所等の賃貸契約の保証人

☞保証人ボランティアの報酬・・・

賃貸契約の家賃が10万円の保証の場合、弊社はお客様から、その100%。（審査状況により賃料の40%～200%の範囲内）つまり保証料10万円を受領することになります。

保証人ボランティアの方には弊社受け取り保証料の20%ですので、報酬金は最大で2万円となります。

例えば、ひと月に10件引き受けていただきますと上記事例では約20万円の報酬となります。

賃貸契約によってはもっと報酬が多くなりますが案件毎に月次報告書を以てご報告させていただきます。

ご不明な点は、弊社スタッフまで
なんなりとご相談ください。